

# 美咲町立旭学園 いじめ防止基本方針

令和5年4月 策定  
令和7年4月 一部改定

## いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法第2条」）

## いじめに関する現状と課題

- 下記のような実態があることから、いじめ実態把握アンケート調査や日常の様子の観察などより児童生徒の人間関係を把握し、情報の共有に努めている
- ・友達に対する冷やかしの声やちょっかいなどがある
  - ・相手の立場や気持ちへの配慮が不十分なときがある
  - ・SNSをコミュニケーションツールとして利用している児童生徒がいる

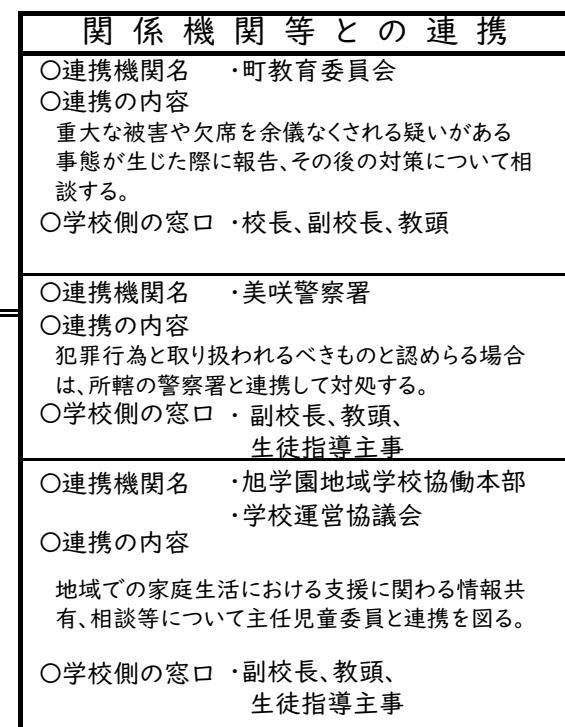
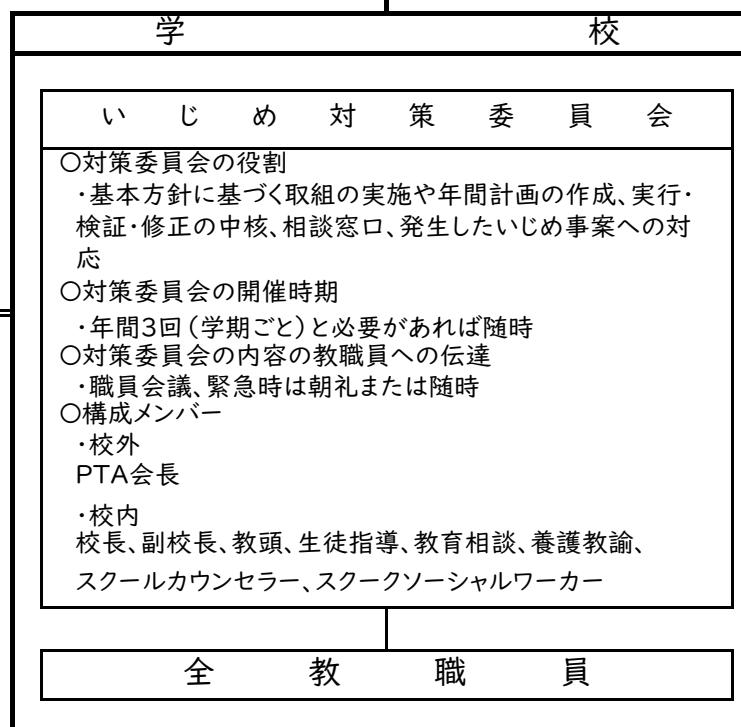
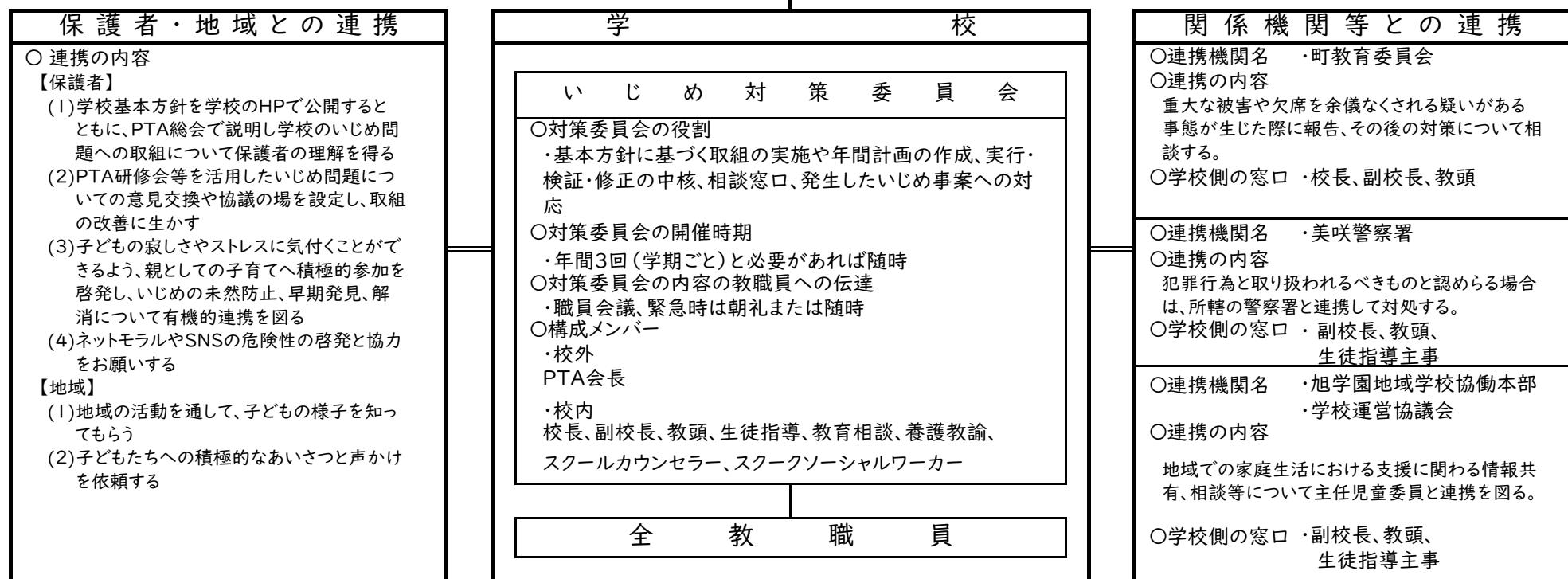
## いじめ問題への対策の基本的な考え方と取組

### ○基本的な考え方

- (1)いじめを許さない、見過ごさない雰囲気作りに努め、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す
- (2)児童生徒の豊かな情操と道徳心、自己有用感を高め、すべての教育活動を通じた道徳教育、体験活動の充実を図る
- (3)いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は、早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら組織的に指導にあたる
- (4)定期的にアンケートを取り個別の面談を実施するなど、全校体制で一人ひとりの状況の把握に努める

### ○重点となる取組

- (1)いじめ対策委員会の計画的実施（定期的に行ういじめ実態把握アンケートを基に児童生徒の個々を取り巻く問題に組織的に対応する。その際、SCにも入ってもらいたい多角的な視点から児童生徒理解に努める）
- (2)児童生徒に対し心のアンケートを定期的に行い、児童生徒の変化や訴えを素早く把握し、いじめの早期発見に努める
- (3)いじめ防止集会やいじめを考える週間の実施を中心とし、学校全体でいじめは許さないという一貫した雰囲気を築く
- (4)集団アセスメントを実施し、結果の検討を行い、改善方法を考え、実施する



学校が実施する取組	
① いじめの防止	○人権尊重の精神に基づく教育活動の展開とともに、児童生徒の主体的ないじめ防止活動を推進する <ul style="list-style-type: none"><li>(1)児童生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める</li><li>(2)人権教育・道徳教育・特別活動を通して生活習慣、規範意識、情報モラルや集団の在り方等についての学習を深める</li><li>(3)学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する</li><li>(4)教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払う</li><li>(5)常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る</li><li>(6)様々な事情、背景のあるいじめに関する職員研修を行う</li></ul>
② 早期発見	○学校・家庭・関係機関が全力で実態把握に努める <ul style="list-style-type: none"><li>(1)児童生徒の声に耳を傾ける（アンケート調査、生活ノート、教育相談など）</li><li>(2)児童生徒の行動を注視する（ネットパトロール、日常生活・休憩時間等）</li><li>(3)保護者と情報を共有する（手紙・通信・電話等の定期連絡・家庭訪問・保護者会等）</li><li>(4)行政等の関係機関と日常的に連携する（情報共有等・行動連携）</li></ul>
③ いじめへの対処	○いじめと疑わしき行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合には、速やかにいじめ対策委員会で情報を共有し、学校全体で組織的に対応する <ul style="list-style-type: none"><li>(1)いじめをより積極的に認知し、いじめられている児童生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う</li><li>(2)全職員の共通理解のもと、指導方針を決定し、組織的に指導にあたり100%の解消に取り組む</li><li>(3)事実関係や指導の経緯等の情報を適切に記録し、保管する</li><li>(4)いじめた児童生徒には、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行う</li><li>(5)犯罪行為として取り扱われるべきいじめに対しては、教育委員会や警察等と連携して対処する</li><li>(6)いじめに係る行為（被害児童生徒に対する心理的・物理的な影響を与える行為）が少なくとも3ヶ月続いていること、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと等をもっていじめの解消とし、解消後も経過を観察しながら、保護者と継続的な連絡を行い、再発防止に努める</li></ul>
④ いじめの重大事態について	○いじめの重大事態について 〈いじめの重大事態の定義〉 <ul style="list-style-type: none"><li>(1)いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき</li><li>(2)いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき</li></ul> <p>〈重大事態調査における学校の基本的姿勢〉<ul style="list-style-type: none"><li>(1)重大事態とは、“いじめにより重大な事態が生じた”疑い又は“いじめにより不登校を余儀なくされている”疑いがある段階を指す</li><li>(2)これらの疑いが生じた段階から、学校の設置者又は学校は、調査の実施に向けた取組を開始する</li><li>(3)重大事態調査目的は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該重大事態への対処及び再発防止策を講ずることにある</li></ul><ul style="list-style-type: none"><li>(4)調査を行うに当たっては、事実関係を明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していく姿勢で取り組む</li><li>(5)調査の対応と並行して、対象児童生徒への心のケアや必要な支援、関係児童生徒に対する指導及び支援等に取り組む</li><li>(6)犯罪行為として取り扱われるべきいじめであることが明らかであり、学校のみでは対応しきれない場合には、警察に相談・通報して対応する</li></ul></p>